

件 名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主 管 課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号） 等
【改正の概要】 （１）軽油引取税に関する規定整備 ① 軽油引取税のみなす課税 次に掲げる場合において課税済みの軽油等が含まれるときは、当該課税済みの数量を課税標準から控除することが法令上明確化されることに伴う規定整備 ・ 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合 ・ 元売業者等が自ら消費した場合 ② 軽油引取税の課税免除等の特例〔鉄軌道事業者における軽油引取税の製造承認手続の簡素化〕に関する規定整備 鉄軌道用車両にバイオディーゼル燃料等を給油し、当該車両の動力源燃料として自ら消費する場合における次の措置（令和 7 年度新設）に関し、製造（給油）場所、数量等の記帳及び帳簿保存義務を規定するもの ・ 製造の承認を受ける義務の免除 ・ 軽油引取税のみなす課税の適用対象外 （２）県税の減免申請〔自動車税減免申請〕に関する規定整備 身体障害者等自動車に該当することとなった場合における減免申請手続において、当該自動車の運転者に係る運転免許証の提示を求めているところ、マイナンバーカードと運転免許証の一体化（令和 4 年改正後の道路交通法の適用開始：令和 7 年 3 月 24 日）に伴う規定整備	
施 行 日	令和 7 年 4 月 1 日（なお、（２）は令和 7 年 3 月 24 日から適用）
【その他参考事項】	